



阿蘇市議会だより

第61号
2021年8月発行

かるとら



夏至の夜明け

目次

- 令和3年第2回阿蘇市議会定例会報告 P2~P5
- 総務常任委員長報告 P6~P7
- 文教厚生常任委員長報告 P8~P9
- 経済建設常任委員長報告 P10~P11
- 市政を問う P12~P17
- 全国市議会議長会表彰 P17
- 阿蘇市議会活動状況 P18

令和3年第2回阿蘇市議会定例会報告

令和3年第2回阿蘇市議会定例会が、6月4日から6月18日までの15日間開催され、条例2件、予算8件、報告7件、承認7件、諮問4件、請願1件、規約1件が審議されました。

条例審議（主なもの）

承認第4号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

承認

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、以下のとおり改正するものです。

個人住民税関係…個人市民税の非課税範囲、寄付金税額控除、扶養控除申告・退職所得申告等の変更、セルフメディケーション税制（特定医薬品購入額の所得控除制度）の5年間延長、住宅ローン控除の適用期間延長等の改正。

軽自動車税関係…環境性能割の税率区分見直し等の改正。

固定資産税関係…農地及び宅地等の負担調整措置を令和5年度まで継続、熊本地震に係る被災住宅用地に対する特例の延長等の改正。



建築中の住宅

議案第41号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係する以下の4つの条例の一部を改正する条例を制定するものです。

主な改正点は、共通して高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化などとなっています。

※指定居宅サービス等とは…**自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービス（訪問介護やデイサービス等）をいいます。**



関係条例

- ・阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ・阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第50号 阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について

可決



本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、関係する以下の3つの条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、国においてデジタル庁が設置されたことによる国の所管の変更や、個人番号カードの交付及び再交付に係る手数料関連の改正です。ただし、手数料については事務処理が変わるのみで、窓口で徴収する額に変更はありません。

関係条例

- ・阿蘇市個人情報保護条例
- ・阿蘇市手数料条例
- ・阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

令和3年度 一般会計補正予算

予算総額164億2,099万円を可決

- 第1号補正**…新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親世帯の方に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するための補正。
- 第2号補正**…新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の方に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するための補正。
- 第3号補正**…当初予算が骨格予算であったため、投資的経費を中心に編成。
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、坂梨保育園移転改修事業、道路改良事業及び人事異動等に伴う人件費の科目間調整等を計上。
- 第4号補正**…畜産クラスター事業訴訟に係る熊本地方裁判所の判決確定に伴う原告への損害賠償金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等を計上。

項目	承認第9号 第1号補正 4月2日専決分	承認第10号 第2号補正 5月14日専決分	議案第42号 第3号補正 6月4日提出分	議案第51号 第4号補正 6月18日提出分	補正後の額
議会費			5万円		1億4,151万円
総務費			市役所本庁西側別館屋根改修工事 ほか 3,453万円		16億7,050万円
民生費	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯) 2,277万円	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯) 2,302万円	坂梨保育園移転改修工事 ほか 3億5,254万円	生活困窮者自立支援金 821万円	60億2,975万円
衛生費			波野保健福祉センター給湯加圧給水ユニット取換工事 ほか 1,853万円		16億1,713万円
農林水産業費			攻めの園芸生産対策事業費補助金 ほか 1億4,674万円	損害賠償金 8,385万円	12億1,510万円
商工費			地域振興緊急対策事業補助金 ほか 2億4,666万円	△1,500万円	9億498万円
土木費			道路新設改良工事 ほか 3億7,440万円		10億7,447万円
消防費			443万円		6億1,670万円
教育費			各小学校一般工事 ほか 2,427万円		9億9,295万円
災害復旧費			150万円		1億3,977万円
公債費					19億7,673万円
予備費					4,140万円
合計	2,277万円	2,302万円	12億365万円	7,706万円	164億2,099万円

市役所本庁西側別館屋根改修工事



道路新設改良工事



あびか横 上西黒川成川線 (施工中)

令和3年第2回阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件名	審議結果
報告第2号	専決処分の報告について	報告
承認第4号	専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について	承認
承認第5号	専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について	承認
承認第6号	専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算(第12号)について	承認
承認第7号	専決処分した令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	承認
承認第8号	専決処分した令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について	承認
承認第9号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第1号)について	承認
承認第10号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第2号)について	承認
報告第3号	令和2年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第4号	令和2年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	報告
報告第5号	令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第6号	令和2年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	報告
議案第41号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第42号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第43号	令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第44号	令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第45号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第46号	令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第47号	令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第48号	令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第49号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について	原案可決
諮問第1号～ 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
報告第7号	株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について	報告
報告第8号	一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について	報告
請願第1号	新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願	趣旨採択

《追加議案》

議案等番号	件名	審議結果
議案第50号	阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について	原案可決
議案第51号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決

市長提出事件数

可決…11件(条例2件、予算8件、その他1件)
承認…7件(条例2件、予算5件)
適任…4件
報告…7件

請願件数

趣旨採択…1件

計30件

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
氏名	佐藤和宏	佐藤菊男	児玉正孝	甲斐純一郎	立石昭夫	竹原祐一	岩下礼治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	森元秀一	大倉幸也	田中弘子	五嶋義行	藏原博敏	古木孝宏	田中則次	河崎徳雄	湯浅正司	
議案																					
議案第41号	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第51号	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○	●	議

主な討論内容

議案第41号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

反対討論▶▶ 介護職員一人あたりの入居者の基準が規制緩和されており、私は今後とも介護職員の不足に伴い、大きな負担になってくると思うため反対します。

議案第51号

令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について

反対討論▶▶ 苦しい立場であろうが、税金を使うこととなるので、多少解決のめどが立ってから議案を出すべきと思います。畜産クラスター補助金差し止めを決定した市長・副市長・経済部長は、違法という判決に責任を持つべきですがまだ責任は確定していません。どのような方法で処分を下すのかも未だに分かっていない状況です。それからでないと言は通すべきではないと思いますので反対します。

賛成討論▶▶ 今回の補正については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が計上されており、コロナ禍における生活困窮者の支援を行うための大変重要な補正予算でもあります。

また、畜産クラスター事業補助金の訴訟判決における損害賠償金の支払いについては、判決の確定により被告の阿蘇市が訴訟の原告に当然支払わなければならない法的拘束力のある債務であります。これまでの経緯や市の判断については、市長からもありましたように、全員協議会の中でも適切に説明がされておりますが、その中で、議員からは補助金凍結等に関連する意見も特になく、市議会としても市の対応を承認してきたところであります。さらに、地方自治法第1条の2第1項に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあるように、住民の安心安全な生活を守るという、多くの市民の方々の社会的要請に沿った行動をした阿蘇市の行為は、是認されるべきものでありましたが、地域住民の意思を完全に無視した熊本地裁の判断は、ある意味で不当な判決とも言えるものであり、私個人としてもとても残念な判決でありました。地方自治の活性化や地方分権が進められる中で、多くの住民から阿蘇市に要求されたことは何かという目的に基づいて、常識に従った行動が求められたことによる、市のトップでありリーダーでもある佐藤市長の判断は、常に自分は市民のために行動している、つまり、常に市民とともにという市長としての矜持を強く保ってきたということが、その根底にあることが、今回の件でさらに強く証明されたものと思います。

今回の訴訟結果を教訓に、今後の市政の推進にあたっては、その必要性や財源のみならず、法的なリスクについても十分なる検討と協議の基に判断を行っていく必要があることを、市長はもとより全職員で再確認を行っていただき、住民の福祉のため、健全な阿蘇市の行政をさらに推し進めていただきたいという立場から、本議案に賛成します。

反対討論▶▶ コロナ禍関連の件が出てますが、これは急ぐべきだと思います。しかし、反対して議案が通らなかったとしても、地方自治法179条に議会が通らなかった時の専決という事項がありますので、否決したとしても、コロナ禍関連の予算は専決で執行できますので問題ありません。それで反対します。

総務常任委員長報告

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 田中弘子

議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について」

内牧支所所管分

委員より、「内牧支所外壁塗装工事に係る面積は。また、塗装部分の耐用年数は10年ぐらいか。」との質疑があり、**総務振興係長**から、「木質部分の保護塗装がおおよそ600㎡、残りの部分約1千㎡も建設当時と同様の樹脂塗装を計画しています。支所庁舎は供用開始からおおよそ13年が経過しており、今回の工事により、長寿命化に繋がるものと考えています。」との答弁があります。



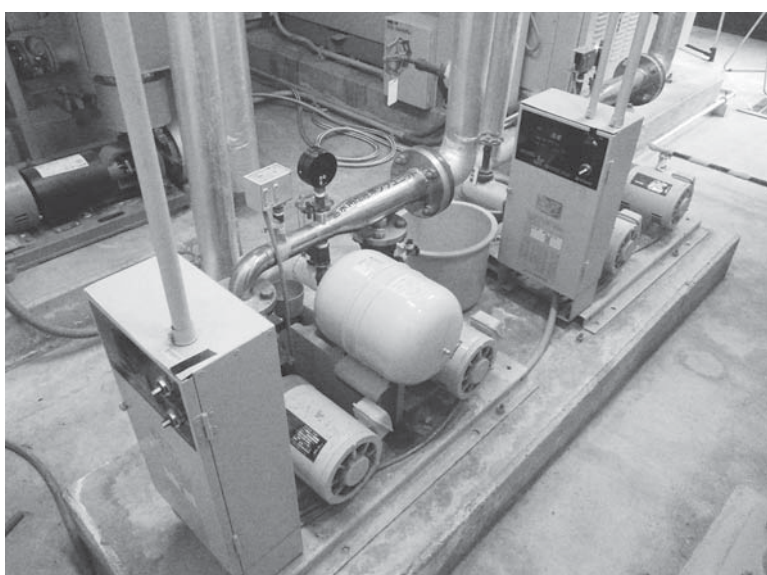
内 牧 支 所

ました。
また、別の委員より、「総合センターの外灯修理が、今回の修繕費に計上されていないが、どのような状況なのか。」との質疑があり、**内牧支所長**から、「今

回の補正予算で総合センターの外灯修理を計上する予定でしたが、本年4月1日から新過疎法が施行され、旧阿蘇町地域も新たに過疎地域の指定を受けたことから、外灯修理については、過疎債の事業対象となるよう計画書を策定し、改めて予算計上していく予定です。」との答弁がありました。

波野支所所管分

委員より、「波野保健福祉センターの給湯加圧給水ユニット取替工事について、工事に際し、代替機を準備する必要はないのか。また、現在のデイスービスの利用者は。」との質疑があり、**波野支所長**から、「給湯加圧給水ユニットは2基のポンプが稼働していることから、交互運転で対応したいと考えてい



波野保健福祉センターの給湯加圧給水ユニット

ます。また、デイスービスセンターの利用者については、登録者は40名ほどであり、1日平均18名前後が利用されています。」との答弁がありました。
政策防災課長から、「昨年、地元から『地域にとってポンプ車より小型ポンプ積載車の方が活用しやすい』旨の要望があり、変更したものです。」との答弁がありました。

政策防災課所管分

委員より、「消防車について、坊中地区ではポンプ車から小型動

力ポンプ積載車に変更しているが、その理由は。」との質疑があり、**政策防災課長**から、「昨年、地元から『地域にとってポンプ車より小型ポンプ積載車の方が活用しやすい』旨の要望があり、変更したものです。」との答弁がありました。



小型動力ポンプ積載車 (イメージ)

「更新により不要となった小型動力ポンプや積載車は、どう処分しているのか。」との質疑があり、**総務部長**から、「小型動力ポンプについては、まず地元と相談し、地域で利用されない場合は、納入業者に引き取っていただき廃棄処分しています。また、積載車については、西原村が公

売を行った実績もありますので、その状況も踏まえ財政的に収益になるようであれば検討も必要であると考えています。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より、「新型コロナのワクチン接種に対する人員体制について、詳細に説明を。」

との質疑があり、**総務課長** **補佐**から、「新たに設置したコロナワクチン接種対策班は、市民部の中から職員が兼任で班員となり、交代で対応している状況で

す。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「急激に感染が拡大した場合に、臨機応変に増員するなどしなければ対応が難しくなると思うが、対処できる体制は取れるのか。」との質疑があり、**総務部長**から、「財政状況等を考慮すると、新たな職員の雇用は厳しいことから、感染が拡大した場合に、全庁的に部局を超えて併任・兼任で対応せざるを得ないと考えています。」との答弁がありました。

選挙管理委員会事務局所管分

委員より、「投票所に消毒液や使い捨てマスクを備え付けるなどの感染症対策は。」との質疑があり、**総務係長**から、「投票事務、また開票事務において、新型コロナウイルス感

染症対策を確実に行うために投票所でのマスクや消毒液等の設置とともに、定期的な換気・消毒を行うなど、感染症拡大防止に努めます。」との答弁がありました。

財政課所管分

委員より、「旧阿蘇町が過疎地域に指定されたことを考慮し、今議会以降に予算を組み直すようなことは考えているか。」との質疑があり、**財政課長**から、「9月定例会において過疎計画を上程する予定ですが、併せて旧阿蘇町の過疎債の対象となる事業については、新規計上や予算の組替えなど財源調整も含めて検討する予定です。」との答弁がありました。

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」

委員より、「この行政不服審査会の6名の委員の構成は。また、こういった事案が発生したときに申し立てが行われているのか。」との質疑があり、**総務課長**から、「主に熊本市の方で構成され、審査案件により2つの部会を設けています。第1部会は、弁護士2名と大学教授1名。第2部会は、大学教授1名、医師1名、弁護士1名で、2部会合計6名が構成員になっています。審査案件については、税の賦課徴収に

関する決定事項や災害弔慰金の支給決定など、行政の決定事項に関する不服になります。熊本地震以降は、大半が災害弔慰金に関する申し立てとなっています。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「各自治体から負担金を出していると思うが、阿蘇市の負担額は。」との質疑があり、**課長**から、「審査案件数に応じて、随時委員の日当などを案分して負担することになっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

文教厚生常任委員長報告

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 森元 秀一

議案第41号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

委員より、「今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で改正されているのか、それとも定期的に改正が行われているものなのか。」との質疑があり、**ほけん課長**から、「3年に一度、定期的に改正が行われているものであります。今回は、感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制

を構築するため、業務継続に向けた計画等の作成や研修の実施、訓練等の義務化が設けられたものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「小規模多機能型居宅介護事業所の人員配置基準見直しにより、兼務ができるということだが、詳しい説明を。」との質疑があり、**介護保険係長**から、「介護老人福祉施設、介護老人保健施設等と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、入居者の処遇や事業所の管理上支障がない場合において、管理者及び介護職員等の兼務が可能とされる改正であります。」との

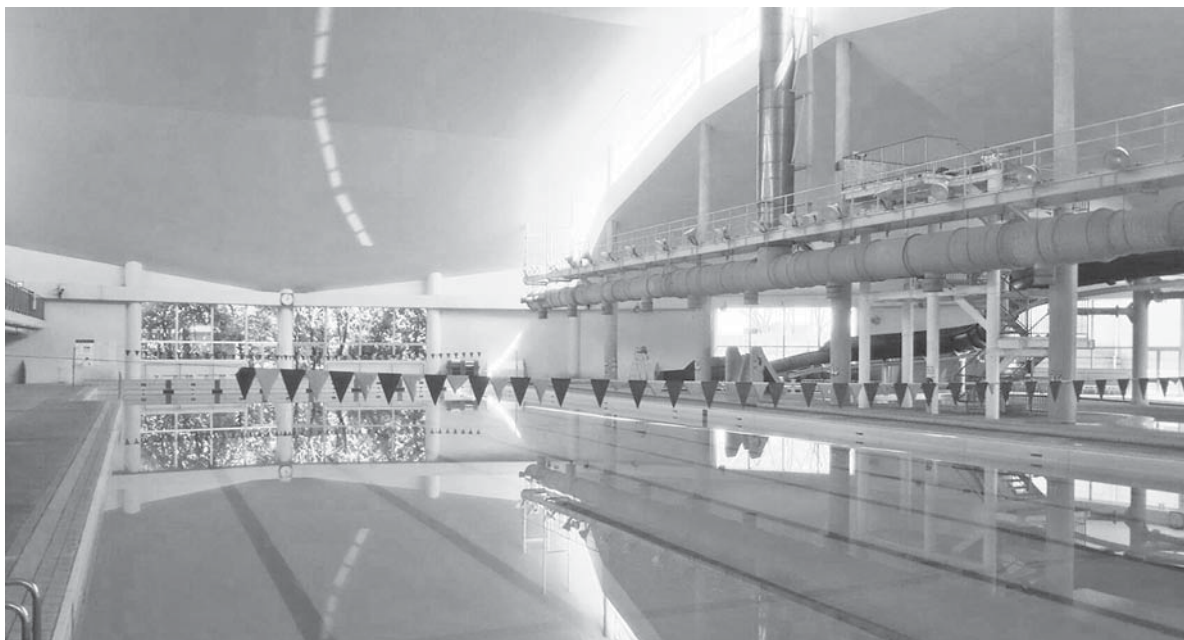
答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について」

教育課所管分

委員より、「アゼリア21施設調査業務委託料の250万円の詳しい説明を。」との質疑があり、**社会体育係長**から、「今回の調査業務委託料については、現在、概算で建物改修費用が出ていますが、他に改修方法がないか、



アゼリア21

また設備機械もかなりの老朽化が見られますので、その設備の早期交換等が必要な箇所を

洗い出し、調査することを考えています。」との答弁がありました。また、別の委員より、

「アゼリア21の検討委員会について、住民代表、利用者代表、議会など何名ずつ考えているのか。また早く立ち上げ、結果を出す必要があるが、具体的にいつまでに決めるという計画はあるのか。」との質疑があり、**教育部**長から、「検討委員会のメンバーについては、人選中であるため、具体的には各団体何名ということも決めてございません。また、いつまでに決定するかについては、調査でいろんな方法、いろんなバリエーションでの改修の在り方について提案をいただいたのちに、検討委員会の皆さんにお示しし、協議をしていただくこととなります。事務局としては、なるべく早期に方向性だけでもとの思いはありますが、当然調査に相当の期間を要するため、

検討委員会の判断を待つこととなります。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「少し時間がかかりすぎではないか。」との質疑があり、**部長**から、「委員会の立ち上げ等については、すぐにも着手できますが、ただ設計からの提案について時間がかかると思いますので、最終的な結論については、時間を要するものと思います。」との答弁がありました。



また、別の**委員**より、「検討委員会に提示する場合、開設以来の収支や利用状況を踏まえた中で検討すべきではないか。」との質疑があり、**部長**から、「毎年の維持管理収支は、6千万円を超える金額のマイナスとなっていますので、検討委員会へは、利用実績、各年度の収支もお示し

しながら、公平公正に検討・判断していただくよう考えています。」との答弁がありました。また、別の**委員**より、「健康増進施設として、目に見えない医療費の軽減など多大な貢献をしている。そのあたりも検討していただきたい。」との意見がありました。また、別の**委員**から、「教育の一環としても、多くの合宿等の利用がある。採算が合わない中で、合宿という形で観光課と一緒にジョイントしながら、収益を得る方法も検討委員会で議論していただきたい。」との意見がありました。また、別の**委員**より、「各学校施設の雨漏り工事については、実際雨漏りしているところの予算化なのか。年次計画で行っているのか。」との質疑があり、**教育課総務係長**から、「各学校からの修繕の要望などが出されていますが、目に見えて応急処置が必要な部分だけを計上してあります。」との答弁がありました。

福祉課所管分

委員より、「坂梨保育園移転改修工事の事業費総額が2億5千万円と非常に高いと思うが、外構・建物等の大



改修予定の旧坂梨小学校

枠の金額はどれくらいか。」との質疑があり、**福祉課長**から、「比率

でお答えしますと、建物関係が約80%の2億円の20%程度となります。」との答弁がありました。また、別の**委員**より、「建物部分の改修は何坪ぐらいになるのか。」との質疑があり、**課長**から、「改修する保育園の部分は、建物全体1,874㎡のうち、876㎡を保育園に向けて改修します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 五嶋 義行

議案第42号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について」

住環境課所管分

委員より、「仮設団地跡地原形復旧工事として、阿蘇体育館横の



阿蘇体育館横の内牧仮設住宅跡地

とが条件となることから、教育課とも協議を行い、元のゲートボール場に復旧することにになりました。」との答弁があります

内牧仮設住宅跡地をゲートボール場に復旧することだが、体育館の駐車場としても使えるようにできないか。」との質疑があり、**住環境課長補佐**から、「この工事費を災害救助費の対象とするためには、原形復旧するこ

建設課所管分

とが条件となることから、**委員**より、「波野地区には、道路を造った際に地籍図が作成されておらず、問題が生じているところがあるが、計上されている地積測量図作成業務委託料の対象地はどこか。」との質疑があり、**建設課長**から、「基本的には国土調査により地籍図が作成されている地域

た。また、別の委員より、「ゲートボール場を駐車場として利用するのであれば、用途変更の協議を進めるなど、曖昧に利用されることがないよう、適正に管理していくべきである。」との意見がありました。

観光課所管分

で、道路拡幅後に未登記となっている部分を作成していきます。」との答弁がありました。

委員より、「新型コロナウイルスの影響に

対する支援が届きにくい業種がたくさんある。行政はその把握に努め、支援していくべきではないか。」との質疑があり、**観光課長**から、「夜の営業に関連する業種が非常に疲弊していますので、平日誘客促進キャンペーン事業補助金により、宿泊客のアルコールを含む飲食を割り引くことで、夜の街での消費を促します。また、国や県の支援対象とならない50名以上の団体を受け入れる観光施設等が行う感染症対策に対し、団体旅行感染症対策支援事業補助金として市独自の支援を行います

また、別の**委員**より、「ASO観光復興加速化委員会への負担金が計上されているが、この委員会の事務局は熊本県が担っているのか。また活動の内容は。」との質疑があり、**課長**から、「事務局は、阿蘇市、南阿蘇村、南小国町の観光協会が連携して行っています。活動としては、タイ王国へのプロモーション、7市町村に設置した雲海ライブカメラの映像配信、映画上映前のCM放映、県外でのイベント活動等を行っています。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「農業振興地域整備計画策定業務委託に伴い、本計画の新たな運用開始はいつになるのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「今回、本年度から令和5年度までの3か年をかけて計画の全体見直しを行う予定です。先ず今年度は計画策定の基礎となる土地利用状況や所有者、地番等の情報をデータベース化する作業を行います。令和5年度までに計画を確定し、令和6年度から、新しい農業振興地域整備計画に基づいた農業政策に取り組みことになりま

す。」との答弁がありました。また、別の**委員**より、「新型コロナウイルス対策の給付金や支援金の支給が遅いとの情報がある。国や県の動きに関する情報の収集を徹底し、市民に繋いでほしい。また、末端の自治体である阿蘇市として、支援が届きにくい業種にも手を差し伸べるような、温かみのある仕事を期待する。」との意見がありました。

す。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地域材利用公衆トイレ改修工事の施工箇所は。」との質疑があり、課長から、「はな阿蘇美敷地内の阿蘇市観光協会に併設されているトイレです。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「公共施設コロナウイルス対策衛生機器を購入する予算が計上されているが、検温器などの購入は計画されているか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「オゾ



オゾン発生器 (例)

する者が別の車で市内を案内すること、コロナ対策が行えると同時に、車やバイクがなければ移動が不便な阿蘇市の住環境をより実感して

ンは新型コロナウイルス感染症の拡大防止に効果があるとの情報がありますので、今回はオゾン発生器を整備する計画です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「移住体験ツアー事業委託料による移住促進の方策は。」との質疑があり、地域振興係長から、「この事業は、既に移住して来られた方々からのご意見を参考に、より多くの移住希望者が阿蘇市を訪れるよう新たに実施する事業です。自分の車で阿蘇市にお越しいた

ただけるものとなつています。」との答弁がありました。

議案第48号「令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について」

委員より、「公共工事に伴う水道管の布設替工事は、老朽管の改修のための工事なのか。」との質疑があり、水道課長から、「工事箇所については、建設課や下水道課、県などの公共工事に伴う布設替工事に加え、泥吐き弁の設置や漏水が多い箇所での工事も複数予定しています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「漏水が多い箇所は、

市内で何箇所ぐらい把握しているか。」との質疑があり、課長から、「有収率の目標を85%としていますが、現状は75%を切っており、地表面に出てこない漏水が非常に多い状況です。明確な漏水箇所は把握できていませんが、



水道管の布設替工事

います。阿蘇の米は減農薬で安心安全な生産を行っており、阿蘇ブランドとしても定着していることから、市場的にも強い存在となっております。また、阿蘇コシヒカリは令和元年産米食味

請願第1号「新型コロナウイルス禍によるコメ危機の改善を求める請願」

趣旨説明の後、担当課の意見を求め、農政課長から、「阿蘇地域では米の在庫を抱えている状況にはなく、県産のコシヒカリの単価は前年度よりも上がっています。阿蘇の米は減農薬で安心安全な生産を行っており、阿蘇ブランドとしても定着していることから、市場的にも強い存在となっております。また、阿蘇コシヒカリは令和元年産米食味

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ランキングで特Aを取得失、今後も有利な販売が見込める状況であると聞いております。」との意見がありました。

委員より、「趣旨としては賛同したい気持ちはあるが、請願の文面と阿蘇市の実情が異なっており、文中に疑問点もあるため、採択ではなく趣旨採択が望ましいのではないか。」との意見がありました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、採択と趣旨採択で同数となりましたので、委員長採決により請願第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

10人の議員が市政を問う 一般質問

- 1 甲斐純一郎 「アゼリア21温水プール・今後の運営方針は」…P12
- 2 河崎 徳雄 「農事組合法人甲誠牧場との裁判、判決について問う」…P13
- 3 児玉 正孝 「防災行政無線デジタル化事業の進捗状況は」…P13
- 4 市原 正 「アゼリア21温水プールの点検は」…P14
- 5 谷崎 利浩 「畜産クラスター補助金凍結は違法、反省は」…P14
- 6 五嶋 義行 「水害対策、流域治水は田んぼダムで」…P15
- 7 大倉 幸也 「畜産クラスター事業の裁判は」…P15
- 8 園田 浩文 「コロナ禍における市民の生活とワクチン接種状況は」…P16
- 9 竹原 祐一 「コロナ禍での市民の生業を守る施策は」…P16
- 10 森元 秀一 「コロナ禍での避難所の在り方は」…P17

アゼリア21温水プール・今後の運営方針は



甲斐 純一郎

甲斐 3月議会に続き、質問する。

アゼリア21温水プール休止により、存続を願う会が発足し、6,250名の署名が集まった。「持病を抱える高齢者の体調を維持し、子どもの心と体を育てる場所を守って欲しい」その市民・利用者の民意についてどう考えているか。

和田副市長

わずか1か月足らず

で集まった署名につきましては、会の皆様の行動力に敬意を表します。その思いは重く受け止めていただきます。その後の進め方につきましては、ご指摘のとおりスピード感をもって粛々と進めます。

甲斐

利用者には、熊本県中学生

水泳女子の部100m自由形にて県ナンバーワン・ジュニアオリンピック候補生となる優秀な人材がいることも、検討事項にして欲しい。また、市民の健康増進と経済波及効果を重視し、地元活性化のため、存続を願う思いが叶えられるよう希望する。

また、アゼリア21周辺では、新規分譲が進んでいる。市の移住・定住促進の取組は。

荒木まちづくり課長 6月補正で

移住・定住促進予算を承認いただきましたので、移住体験ツアーを計画していきます。

手野遊水地(市道宮地手野線) 防災防犯用街灯の設置について

甲斐 平成24年九州北部豪雨災害で避難道路がなく、手野・片隅地区が孤立した。その後、手野遊水地が新設されたが、そこには防災防犯用の街灯はない。地元住民の安全確保をどう考えているか。

中本建設課長

避難の際に利用する幹線的市道に、市道管理者として設置した街灯はありません。

山本政策防災課長

防犯灯の設置

については、その後の管理も含め熊本県との協議になるものと考えています。



手野遊水地内の市道宮地手野線

農事組合法人甲誠牧場との裁判、判決について問う



河崎 徳雄

河崎 甲誠牧場との裁判の判決主文は。

和田副市長 「①被告（市）は原告（甲誠牧場）に7、233万500円、及び平成30年5月19日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払え。②訴訟費用は被告の負担とする。」となっています。

河崎 6月議会の本件に係わる補正予算の内容と、被告の弁護士費用はいくらか。

副市長 判決文にある7、233万500円と令和3年6月末までの利息を加えた8千数百万円です。弁護士費用は298万円です。

河崎 和解が提示されたが、その内容は。

副市長 2月10日に裁判官から和解のテーブルにつけるかどうかの話がありました。内容の提示はありませんでした。反対運動がある中、市民の理解を得るのは厳しいと判断し断りました。

河崎 市は補助金変更交付関係（補助金不交付）で、①建設場所の

問題、②住民説明理解の醸成、③事故繰越し関係の問題について、準備書面や証拠品録音テープの提出、また証人尋問で強く見解を主張したが、裁判官の判断は。

副市長 ①建設場所は万五郎で移転はなかった。②住民説明は総合評価基準の中の項目のひとつであり、補助金の取り消しは行き過ぎである。③事故繰越は、移転要請で工期が延びたと判断されました。

河崎 判決文によると、「阿蘇市長がした本件変更交付決定は、阿蘇市交付規則の適用を誤った手続き上の瑕疵（かし）がある上、交付金決定の無効事由及び取消事由がないにもかかわらず、職務上の注意義務に違反しなされたものであるため、阿蘇市長に過失があるというべき」とある。市民からは公金での負担は問題と言う声は多く、法的に、また道義的責任を検討する委員会の設置はいかがか。

副市長 内部の行政処分委員会で対処したいと考えています。



防災行政無線デジタル化事業の進捗状況は



児玉 正孝

児玉 令和元年6月議会でも、防災無線が聞こえづらい地域の解消を取り上げたが、デジタル防災無線整備工事の進捗状況と適切な設置場所の検討はなされたのか。

山本政策防災課長

今年1月に実施設計を完了し、7月から各世帯に戸別受信機の設置と旧受信機の回収、同時に屋外拡声子局の設置工事を進め、来年3月の竣工を予定しています。また市内全域で防災放送が届くよう委託業者と改善策の検討・協議を行い、屋外拡声子局が少ない阿蘇地区を中心に現在の104局から120局に増設する計画にしています。

児玉 デジタル化で戸別受信機も代わるという事だがどのような物か。

政策防災課長

今回の個別受信機は持ち出しが可能であり、どこにいても放送を聞き漏らさず、確実に防災情報を聞く事ができます。

防災備蓄倉庫について

児玉 第2次阿蘇市総合計画で災害時の備蓄環境整備が計画されてい

るが内容は。

政策防災課長 現在、旧古閑医院に非常食と生活必需品などの資機材を集中備蓄していますが、災害時のリスクを避けるために、分散した防災倉庫の整備を行い、また避難所運営をより円滑に行えるよう市内8か所の指定避難所の近くへの設置を検討しています。なお非常食は現在3、212食分を備蓄しています。

児玉 事業には財源の確保が重要である、この備蓄倉庫等整備事業にふるさと納税寄附金を活用した、自治体が行う、いわゆる「ガバメントクラウドファンディング」の取り組みを提案するが。

和田副市長 ふるさと納税については目的を設定したほうが寄附をしやすいという傾向もあり、担当課が研究しています。



防災備蓄倉庫、屋外拡声子局及び戸別受信機（イメージ）

アゼリア21温水プールの点検は



市原 正

市原 アゼリア21の温水プールは、天井落下の危険性があり休止中だが、市民の皆さんは、点検はきちんとされているのか疑問を持っておられる。所管はどの様な点検を行っていたのか。

山口教育部長 法令で定められている3年に1度の定期点検を平成30年に行っておりです。

市原 その記録簿は保管されているか、その記録簿の開示は可能か。
教育部長 平成30年の報告書は教育委員会ですべて保管しています。

敗訴した畜産クラスター関連の裁判について

市原 畜産クラスター関係の裁判について、平成30年、市長、副市長、経済部長の3人で事業凍結を決めたとのことだが、その時法律の専門家の意見は聞いたのか。

和田副市長 県から最後通告みたいな時間が設定されてしまったので、専門家の意見は聞いておりません。

市原 凍結の判断をする時、事業

主から司法での争いを持つていかれるシミュレーションはしたのか。

副市長 何らかの異議は出るだろうという思いはありました。

市原 判決文の中で手続き上の瑕疵があるとして、違法と判断され、100%に近い敗訴をしたが、その点は認めるのか。

副市長 手続上の瑕疵については、そのとおりだと思います。

市原 今議会に追加議案として提出される損害賠償金8,384万6千円は、すべて原告の事業者者に支払われる金額か。

副市長 そのとおりです。



熊本地方裁判所から届いている判決文の写し

畜産クラスター補助金凍結は違法、反省は



谷崎 利浩

谷崎 判決文では牛舎建設地は「最初から宮地万五郎」だったこととあり、市の「最初坂梨だったことが変更届なしに万五郎に建設されたので、補助金を凍結した」との主張が否定され敗訴となった。畜産クラスター協議会との協議の中では、原告の主張や九州農政局に証拠が有ることを知らされなかったのか。

和田副市長 協議会と問い合わせのやり取りをする中では「最初から万五郎でした」と言う回答は無く、証人尋問の時に原告の複数の証人（JA職員等）が伝聞で証言しました。九州農政局の件は凍結後の市議会一般質問で知りました。

谷崎 市の補助金交付規則に「必要に応じて現地調査」とあるが現地確認はしたのか。

副市長 現地確認はしていません。判決文では「市は独自に内容を審査した形跡は何えず、知事の判断を追随したに過ぎない」と指摘された。事実認定で負けたのは問題で、規則を遵守せず証拠を持ってな

かったことが原因となったのでは。

副市長 判決においてはそのあたりに手抜きが有ったという指摘を受けているところですが。

谷崎 凍結判断に議会が関与できなかった理由は、

副市長 地方自治法第96条に議決が必要な事項が限定列挙されておりまして、これには該当しないので、議決の事項にはあたらないと判断しました。

谷崎 市の補助金凍結は違法という判決が下ったわけだが反省は。

副市長 今回のような間接補助事業であっても注意義務は怠るなという指摘で有り、行政処分委員会の中で検証していきたくと考えています。



裁判のイメージ

水害対策、流域治水は田んぼダムで



五嶋 義行

五嶋 水田にはもともとダム機能があると言われてきたが、昨年の球磨川豪雨災害から流域治水で田んぼダムが注目されてきている。まだ遊水地が整備されていない下流部に対しても効果が高く、積極的な取組を考えるべきだと思うが。

佐伯農政課長 現在熊本県が人吉球磨7市町村で約270haの水田で実証実験中であり、本市も約4千haの水田があるので、実証実験の結果を注視し、土地改良区との協議も踏まえて検討します。

五嶋 新聞社の概算だと、人吉球磨3,300haで約500万tの貯水能力があり、阿蘇市の水田作付面積も、主食用と飼料稲を合わせて3,350haであるため、ほぼ同じ貯水能力を持つことになる。ちなみに阿蘇市の5つの遊水地の貯水能力は491・7万tである。費用対効果を考えると田んぼダムに少しは金をかけても、取り組むべきだと思うが。

農政課長 市で取組むにあたっては、耕作者や農家の方々の理解と協

力体制が前提であり、人吉球磨でも水田の10分の1程度の面積でモデル的に実施していますので、本市でも遊水地の機能と併せて検討していきます。

図書館の利用分析は

五嶋 阿蘇市の図書館の利用分析は、**藤井教育課長** 阿蘇市の図書館には14万4千冊あり、9万冊が一般図書、5万冊が児童図書です。一般図書の4割が小説やエッセイ、趣味・娯楽が17%、文庫本が10%、児童図書の7割が絵本です。

貸出しは、文庫本56%、趣味・娯楽が25%、児童図書は76%が絵本となっています。



阿蘇市の水田風景

畜産クラスター事業の裁判は



大倉 幸也

大倉 本年5月19日の結審まで3回熊本地方裁判所まで傍聴に出向き、審理内容を見て聞いて、肌で感じたことは、これでは阿蘇市には勝ち目がないなということである。

甲誠牧場側の弁護士は1人、阿蘇市側は2人掛かりであった。相手側の弁護士は強烈な追及に和田副市長は声もあまり出なく、市は分が悪いなど、感じた次第である。

市長にどのように報告されたか。和田副市長 分が悪いとか判断はしてません。述べるべきことは述べたという事は報告させていただきました。

大倉 市長は畜産市場の激励などがあり、傍聴には1回も来られなかったが、内容についての報告をどう受け止められたか。

佐藤市長 平成28年の熊本地震以来早期の復興に注力してきました。裁判は和田副市長にお願いしており、副市長からは逐次報告を受けていました。

大倉 裁判の中で和解の話もあった。

たと思うが、その時和解していればこの様な金額にはならなかったと思うが。

市長 正式にはなかったように聞いています。7千名を超える住民の方々の気持ちがありますから、正式な和解の話もないのにその辺は理解できません。

個人的な想像の発言はどうかという気持ちはあります。

大倉 想像ではありません。裁判官が別室で話したらどうですかという事を聞いたから申し上げている。

副市長 令和3年2月10日に裁判官から和解のテーブルにつけますかという話がありました。お断りさせていただきました。

大倉 賠償金8千3百万円余りの支払い義務は、意思決定者市長他2名にあるのでは。

副市長 国家賠償法によれば重大な過失があれば求償できるという事ですが、今回は当てはまらないと思います。



熊本地方裁判所

コロナ禍における市民の生活と ワクチン接種状況は



園田 浩文

園田 阿蘇市の感染者の男女比は、**山中ほけん課長** 男性38名、女性37名です。

園田 コロナ感染者や濃厚接触者、またその家族等に対する心無い差別が心配されるが、市としての対応は、**市原人権啓発課長** 電話での相談窓口が県の人権センターにあり、相談者に寄り添った対応をされています。阿蘇市においては、この相談窓口をご紹介します。

園田 小中学校に対して、コロナ差別に特化した指導は行われているか。

坂梨教育長 学校については、新型コロナウイルス感染症に関わる差別や偏見等の未然防止の為に、誰でも感染する可能性があることや、病気が不安を生み差別に向かう仕組みについても、児童生徒の発育段階に応じた指導を行っています。

特に憶測や噂話等をSNS等で投稿する行為を防止するため、情報モラル教育を徹底し、児童生徒一人一人をつなぐ指導・支援に努めています。
園田 個人的モラルの問題だが、

コロナ禍での市民の生業を守る施策は



竹原 祐一

竹原 コロナ禍の影響が続く中、業種別の補償格差が生まれていると思うが、**荒木まちづくり課長** 飲食店と取引がある方々への月次支援金等、様々な支援制度があり補償内容も違っており、申請などでわかりにくい面もありますので、商工会と連携して制度の周知に努めてまいります。

竹原 自治体としては、業種や影響の大小にかかわらず、損失補填を行うなどの、真水と言われる給付金による支援を緊急に行うことが必要だと思ふ。また、国に対し持続化給付金の再給付、支援金延長、金額の引き上げ、手続の簡素化等を求める事も責務だと思ふ。

まちづくり課長 県の支援制度に關しましてはこれまで対象事業者の拡大等を申し入れております。市としては限りある予算の中で何が一番いいかという形を判断せざるを得ませんので、今回も、プレミアム付き商品券を発行予定です。市民の方各事業者の方双方に支援できるものと考えています。

12歳未満のワクチン接種対象外の方への対応は

竹原 12歳未満の子供たちのために、日常的に接する機会が多い先生、職員、学童指導員、幼稚園職員、保育職員にも阿蘇市として抗原検査キットを配布し、検査をする事を提案するが、**山中ほけん課長** 12歳以上の方の接種を進め、集団的な免疫をしっかりと獲得していく事が感染防止につながっていくと思います。また、12歳未満の方にも、感染防止対策として手洗い、マスクの着用、基本的な感染防止対策の徹底を推進します。

他に「ジェンダー平等を踏まえた労働条件の改善を」、「牛舎建設裁判後の環境対策について」の質問がありました。



新型コロナウイルスワクチン接種券



阿蘇市プレミアム商品券

コロナ禍での避難所の在り方は



森元 秀一

森元 災害対策基本法の改正による避難勧告と避難指示の一本化、また、豪雨災害の一因とされる線状降水帯の発生を速報する「顕著な大雨に関する気象情報」の運用により、市の避難の考え方、方向性はどのように変わるのか。

山本政策防災課長 法改正については「広報あそ6月号」に掲載、区長会においても説明を行っています。また避難に関する周知として、昨年度は「防災ハザードマップ」を、先日は「くまもとマイタイムライン」等の啓発資料を全世帯に配布。今後は行政区単位の地区防災計画などの作成や、居住する方々への災害リスクの軽減と避難時の取るべき行動への理解や啓発を図ります。

政策防災課長 初期の対応として、密集を避けた空間と十分な換気ができていない避難スペースの確保に努めています。避難所には体温計・消毒

液なども用意、健康チェック等で体調の悪い方がおられた場合は、隣接する別の避難所を利用していただくようにしています。避難者が増加した場合は、区分けができるパーティションやテントの設置、また避難所内に区画線を設けるなどして、3密を回避できるスペースづくりに努めます。

森元 個別避難計画についての対応は。

松岡福祉課長 避難行動要支援者名簿は本人の同意を基に平成26年度に作成しており年次更新を行っています。名簿は、民生委員・自主防災組織・消防団・警察等に配布し、平常時も含め、災害時の声かけや安否確認等の支援に利用されることになっています。



くまもとマイタイムラインシート(イメージ)

全国市議会議長会表彰

全国市議会議長会から、全国市議会表彰規定に基づき、10年以上議員の職にある「河崎徳雄 副議長」、「市原 正 議員」、「菅 敏徳 議員」、「園田浩文 議員」、「谷崎利浩 議員」に表彰状が授与されました。

また、全国市議会議長会建設運輸委員会委員を務められた「湯浅正司 議長」に感謝状が贈られました。



感謝状を受領された
湯浅正司 議長

谷崎利浩 議員

園田浩文 議員

表彰状を受賞された
菅 敏徳 議員

市原 正 議員

河崎徳雄 副議長

阿蘇市議会活動状況 (令和3年5月～8月)

- ◆ 5月27日
 - ・阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 5月28日
 - ・阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 6月4日～6月18日
 - ・令和3年第2回阿蘇市議会定例会
 - ・阿蘇市議会全員協議会 (6月4日)
 - ・阿蘇市議会運営委員会 (6月16日)
 - ・阿蘇市議会全員協議会 (6月16日)
- ◆ 6月15日
 - ・四ツ江川砂防堰堤完成報告会
- ◆ 7月12日
 - ・九州北部豪雨災害追悼行事
- ◆ 7月15日
 - ・はな阿蘇美リニューアルオープン内覧会
- ◆ 7月16日
 - ・阿蘇市町村正副議長、常任・議会運営委員長等研修会
- ◆ 7月21日
 - ・一般国道212号改修促進期成会総会
- ◆ 8月2日
 - ・阿蘇市町村議長会総会
- ◆ 8月6日
 - ・熊本県市議会議長会による知事への要望活動



九州北部豪雨災害追悼行事



はな阿蘇美リニューアルオープン内覧会



阿蘇市町村正副議長、常任・議会運営委員長等研修会

編集後記

昨年より新型コロナウイルスの影響で延期となっておりましたオリンピックが開催され、いろんな制約がある中でも熱戦が繰り広げられ、日本の選手が活躍する姿に感動させられております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が、またも拡大をみせております。ワクチン接種が早期完了し、効果が現れることを期待するばかりです。

私たち議会広報委員も暑い中、マスク着用、換気の徹底などの感染症対策を行いながら、編集・校正を重ね、6月議会報告「かるでら」が完成いたしました。全員素人ですが、議会事務局と共に他の自治体の広報なども参考にしながら、分かりやすい紙面作りを目指し発行しております。市民の皆様のアドバイス等をお寄せいただければ幸いです。

まだまだ暑い日が続きますが、健康に留意されましてお過ごしください。

【議会広報特別委員会】

委員長 田中 弘子
副委員長 菅 敏徳
委員 大倉 幸也
谷崎 利浩
立石 昭夫
甲斐 純一郎
佐藤 菊男

広報委員 大倉 幸也